

エコマーク商品類型 No.116「節水型機器 Version2.0」認定基準の 軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.116「節水型機器 Version2.0」(2005年8月1日から運用開始)について、基準内容をより明確にするため、以下のとおり軽微な改定を行う。

(該当箇所：見え消し部分—— 削除箇所、下線部分____ 追記箇所)

[基準項目]

4. 認定の基準

4.1. 環境に関する基準

- (4) 製品は、部品交換が可能であり、交換方法などについて、使用者への周知を取扱説明書などで行っていること。交換用部品の供給は、製造中止後 10 年以上(ただし、電装部品は 6 年以上)確保されていること。ただし、単一の部品(素材)のみで構成される製品については、本項目の適用外とする。
- (6) 製品および包装に使用されるプラスチック材料には、ハロゲン系元素を含むポリマー及び有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、大・小便器の排水接続部材、小便器の樹脂製着脱トラップおよび水栓に付属するシャワーホース、また水中での使用を前提としたフッ素化合物(フッ素ゴムなど)、コンセントなどの電装部品においては、本項目を除外する。

別表 2

B. 節水型大便器(フラッシュバルブ式)

構造基準

- (1) 設定吐水量の調整が容易に出来る構造であること。
- (2) 節水 FV は、押し続けた場合も一回分流量が決まっているバルブであること。
- (3) JIS B 2061 に示す吐水性能に適合していること。
- (4) JIS A 5207 に示す洗浄性能、排出性能に適合していること。
- (45) 上記 FV と大便器とをセットし、「別添 2」に示す搬送性能を満たすこと。

別添 1

節水型機器への抗菌剤の使用について

3. 表示について

製品およびカタログなどでの表示については、以下の事項を満たすこと。

- ・ エコマーク商品認定・使用申込時に抗菌に関する広告表示の表示設計書(原稿でも可)を提出すること。
- ・ 消費者へ積極的に成分開示を行うなどの消費生活政策上の観点から、カタログやホームページなどでのエコマーク表示付近に「添加物質名」を表示すること。
- ・ 製品本体もしくは取扱説明書にも印刷、型押し、ラベルなどの方法で同様の表示を行うこと。

実際の表示例

抗菌加工

添加物質名：有機系「大分類」「イミダゾール」系「中分類」
(チアベンダゾール「小分類」)

[解説]

4. 認定の基準について

D. 使用・消費段階

D 8 (有害物質などの使用・排出)

(3) 抗菌剤の使用

(3) については、衛生管理の観点から、トイレ関連では便器（便座、タンク、手洗い部を含む）、浴室関連ではシャワーヘッド（吐水部分は除く）、台所関連では水栓ハンドル、レバー
においてのみ、抗菌剤の添加を認めることとした。ただし、抗菌剤の使用においては、「別添
1 節水型機器への抗菌剤の使用について」での要件を満たさなければならない。なお、温水
洗浄便座における操作パネルは、通常便座と一体化しているため、便器（便座）の一部とし
て判断することとした。また、近年バリアフリーの進展により、操作パネルが便器から独立
し、壁などに設置されている場合があるが、この場合にも便器の一部であるとの考えを通用
する。

改定日：2006年6月27日

以上